



「錦町 結婚新生活 支援事業」

新婚さん

新生活を応援します



～新婚世帯の新居の住居費・引越費用を補助します～



対象となる世帯

- ❖①～⑥をすべて満たす世帯が対象
- ①令和4年1月1日から
令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯
- ②ご夫婦ともに婚姻日における
年齢が39歳以下の世帯
- ③直近の所得証明書を基に、ご夫婦の
合計所得金額が400万円未満である世帯
- ④申請日においてご夫婦ともに、取得
または賃借した錦町内の住宅に現に
居住し、その居住先が住民基本台帳
に住所としてあること
- ⑤町税等の滞納がない世帯
- ⑥過去にこの制度に基づく補助を
受けたことがない世帯

対象となる費用

- ❖住居費
 - ・新規の住宅取得費用
(改修、増改築等リフォーム費用を含む)
 - ・新規の住宅賃借費用
賃料(1か月分)
敷金・礼金
共益費(1か月分)
仲介手数料
- ❖引越費用
 - ・引越業者や運送業者への支払い

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払われたもの

補助の上限額

- ❖ご夫婦共29歳以下：60万円上限
- ご夫婦共39歳以下：30万円上限
(住居費と引越費用の合算)

申請期限

- ❖令和5年3月31日(金)

※詳しい内容は町のホームページでご確認ください。

※申請の際には、事前にご相談ください。



<問い合わせ先> 錦町役場 住民福祉課 住民係 ☎0966-38-1112